

令和6年度 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（第1回） 開催要項

1 目的

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「小規模多機能型居宅介護事業所等」といいます。）において利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画及び看護小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識や技術を修得することを目的とします。

2 主催 石川県

3 実施機関 社会福祉法人石川県社会福祉協議会

4 期 日 令和6年12月4日（水）・5日（木）

5 開催方法 Zoomによるオンライン研修

※Webによる環境とカメラ・マイク機能付きのパソコン等が必要です。

6 受講料 5,000円

下記13②の受講選考結果通知で「選考結果：承認」と連絡があった者は、「使用料（手数料）納入票」に5,000円分の石川県証紙を添付し、11月27日（水）までに提出してください。（※厳守）

※ 「使用料（手数料）納入票」の提出方法は、受講選考結果通知をご覧ください。

7 受講対象

次の①②、両方の要件を満たしている者としてします。

- ① 小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている介護支援専門員（ただし、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護支援事業所等については介護支援専門員証の交付を受けていない者も含まれます。）
- ② 認知症介護実践研修における実践者研修（又は旧基礎課程）を修了している者

8 定 員 20名程度

9 研修プログラム 別紙「研修プログラム」参照

10 参加申込方法

- ① 推薦依頼書を市町担当課へ提出し、申込みください。
- ② 石川県社会福祉協議会ホームページの「福祉の研修」内の「研修申し込み」に、必要項目を入力し、申込みください。
- ③ 申込み受付期間は、10月15日（火）～10月28日（月）です。
（市町担当課から長寿生きがいセンターへの推薦締切日は、11月1日（金）です。）

※ ①の推薦依頼書の提出、②のホームページの入力、共に必要。

※ ②の詳細は、「11 石川県社会福祉協議会ホームページからの申込み入力方法」を参照してください。

11 石川県社会福祉協議会ホームページからの申込み入力方法

- ① 石川県社会福祉協議会ホームページ (URL: <http://www.isk-shakyo.or.jp/>) の上部メニューから **福祉の研修** をクリックします。
- ② 「研修新着情報」 から受講希望の研修名をクリックすると、「検索結果」が画面の下方に表示されます。
- ③ 受講希望の研修であることを確認の上、右欄の **申込** をクリックすると、「研修申し込み」が表示されます。
- ④ 必要事項 (※印は必須項目) を入力後、**申込確認画面へ** をクリックし、入力内容を確認の上、**申し込む** をクリックして、申し込み完了です。
- ⑤ 申し込み後、すぐに「受付確認書」がメールで送信されます。メールが届かない場合は、メールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、長寿生きがいセンターまでご連絡ください。なお、「受付確認書」は受講を承認するものではありません。後日、「受講選考結果」がメールで送信されます。

※ メールアドレスは、受講の選考結果やオンライン研修時に必要 URL の送付など重要な通知に利用しますので、常に確認可能なものを使用してください。メールアドレスに誤りがあると、最初から申込み入力していただく必要があります。

※ ホームページでの入力申込みの他、推薦依頼書の提出も必要です。

12 受講者の決定

- ① 定員の範囲で受講者を決定します。
- ② 申込者が定員を超えた場合は、申込多数の法人等から調整させていただきます。
- ③ それでも定員を超えている場合は、抽選とさせていただきます。

13 選考結果の通知

- ① 11月13日(水)頃、長寿生きがいセンターから市町担当課へ、選考結果通知を電子メールにて送信します。その後、市町担当課から各事業所へ連絡していただきます。
- ② 11月14日(木)頃、長寿生きがいセンターから各事業所へ、受講選考結果通知を電子メールにて送信します。

※ 送信予定日を2日以上経過しても通知が届かない場合、長寿生きがいセンターまでお問い合わせください。

14 申込み・問合せ先

石川県社会福祉協議会 長寿生きがいセンター 担当：森田
〒920-3104 金沢市八田町東1025番地 石川県社会福祉会館別館
TEL：076(258)3135 FAX：076(258)3149

15 接続テストについて

研修がスムーズに開始できるよう、研修で使用するZoomの接続テスト及び操作説明会を11月25日(月)13:30より行います。(10分程度を予定しております。)必ず研修受講予定の方が、研修当日と同じ場所・環境、同じパソコン等にて参加してください。

16 受講における留意事項

- ・修了証書は研修終了後、後日郵送にて各事業所へ郵送いたします。
- ・各自でオンライン研修を受講できる環境（パソコン等によるWeb環境）を整えていただきます。
※ 原則、ネットワーク環境は有線が推奨されます。無線Wi-Fi環境を利用する場合は、同じ建物内でも電波状況にムラがありますので、電波状況の良い場所で受講してください。受講者が長時間に渡って映っていない等、受講確認ができない場合には欠席扱いとし、修了を認めない場合がありますので、ご注意ください。
- ・1人1台の端末で受講してください。

別紙

令和6年度 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（第1回）
プログラム

日 時	研 修 科 目	
12月4日 (水) 【1日目】	8:30～ 8:45	受付
	8:45～ 8:50	開講・オリエンテーション
	8:50～ 9:30 (40分)	「行政説明 ～小規模多機能型居宅介護について～」
	9:30～10:50 (80分)	「総論・小規模多機能ケアの視点」
	10:50～11:00	休憩
	11:00～12:30 (90分)	「総論・小規模多機能ケアの視点」
	12:30～13:30	昼食・休憩
	13:30～17:00 (210分)	「ケアマネジメント論」
12月5日 (木) 【2日目】	8:45～ 8:55	受付
	8:55～ 9:00	オリエンテーション
	9:00～12:00 (180分)	「チームケアについて」 「居宅介護支援計画作成の実際Ⅰ」 「居宅介護支援計画作成の実際Ⅱ」
	12:00～13:00	昼食・休憩
	13:00～17:00 (240分)	「居宅介護支援計画作成の実際Ⅰ」 「居宅介護支援計画作成の実際Ⅱ」
	17:00～	閉講

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に規定される研修について

	認知症対応型 通所介護	認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機 能型居宅介護
代表者		認知症対応型サービス事業開設者研修 基準第92条 基準第65条 基準第173条		
管理者	認知症介護実践研修(実践者研修)			
	↓	↓	↓	↓
	認知症対応型サービス事業管理者研修 基準第43条 基準第91条 基準第64条 基準第172条			
計画作成 担当者		認知症介護実践研修(実践者研修)		
			↓	
			小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修 基準第63条 基準第171条	

使用料 (手数料) 納入票

申請書、願書等 整理番号	第 号	科 目				
		款	項	目	節	附記
年度・会計	令和6年度 一般会計	8	2	4	4	7
		※ 金 額		¥5,000		
※ 納 入 理 由	小規模多機能型 サービス等 計画作成担当者研修	※ 納 人	住 所			
			氏 名			

(証紙はりつけ欄)

- 注 意
1. 証紙はりつけ欄に証紙をはり付け、欄が不足するときは裏面を利用してください。
 2. ※印箇所は、納人が記入してください。(申請書等と同時に提出する場合は住所の記入を省略することができます。)
 3. 国の収入印紙と混同しないでください。
 4. 自己の印章等で割印しないでください。
 5. 証紙は、北國銀行本支店のほか、証紙売りさばき人からお求めください。